

土地利用計画等

史跡指定地の計画内容等

○都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

市街化区域

史跡地の全域が第二種中高層住居専用地域となっている。

○仙塩広域都市計画高度地区

第 2 種高度地区となっている。

○仙台市特別用途地区建築条例（昭和 48 年 10 月 4 日仙台市条例第 35 号）

文教地区に定められている。

○都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）

史跡地の一部が都市公園「仙台市青葉山公園」となっている。

○杜の都の風土を育む景観条例（平成 7 年 3 月 16 日仙台市条例第 5 号）

仙台市『杜の都』景観計画（平成 21 年 3 月 17 日策定）

河川・海岸地ゾーン、行楽地ゾーン、沿線市街地ゾーン、郊外住宅地ゾーンなどがある。

景観重点区域としては、史跡指定地は青葉山・大年寺山ゾーン、追廻地区、大学キャンパス等は広瀬川周辺ゾーンとされている。

○仙台市屋外広告物条例（平成元年 3 月 17 日仙台市条例第 4 号）

「広瀬川の清流を守る条例」に基づく環境保全地区、史跡指定地内、都市公園においては、広告物の掲出が禁止されている。（ただし、法令の規定があるもの、国又は地方公共団体が公共の目的で設置するもの等は掲出できる）

○宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

史跡指定地の大半は宅地造成工事規制区域となっている。

○広瀬川の清流を守る条例（昭和 49 年仙台市条例第 39 号）

広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため昭和 49 年に制定された。建築や造成、木竹の伐採等に規制と許可基準を設けている。

史跡指定地の大半は、特別環境保全区域に指定されている。

追廻は第 1 種環境保全区域

大学は水質保全区域

○森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

史跡地の大半が、地域森林計画対象森林となっている。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 088 号）

史跡地の大半が特別保護地区となっている。

保護地区名称：青葉山

鳥獣保護区名：仙台鳥獣保護区

指定期間：平成 14 年から平成 34 年

面積：100 ヘクタール

○土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）

御裏林を中心に土砂災害危険箇所、中島池跡地を中心に土砂災害警戒区域、博物館西側の土手が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

史跡地内に、青葉山線、追廻天主台線、追廻竜の口沢線、仙台城跡線、青葉山亀岡線の計 5 本の市道が通っている。また、近接地を市道筋違橋通線が通過している。